（別表１）
事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標
Ⅰ　現状 （１）地域の災害リスク 　多気町は三重県の中部に位置し、温暖で年間降水量も多い地域である。夏から秋にかけては大型の台風が接近し、洪水や土砂災害が過去にも繰り返し発生している。冬に積雪を観測するのは稀であるが積雪に慣れていない地域の為、冬場の備えが不十分で道路の通行止めや公共交通機関が大幅に乱れる事態も発生している。地震・津波については今後発生が予想されている東海・東南海地震では町内でも最大震度７を観測する可能性がある。一方津波においては内陸の山間地域の為被害は想定されていない。 〔ハザードマップ〕 多気地域 https://www.town.taki.mie.jp/material/files/group/3/map-taki-high.pdf 勢和地域 https://www.town.taki.mie.jp/material/files/group/3/map-seiwa-high.pdf （洪水：ハザードマップ） 多気町のハザードマップによると、当会が立地する相可地域において、櫛田川沿いで２ｍを超える浸水が予想されているほか、支流である佐奈川沿いの地区で河岸浸食での家屋倒壊が予想されている。櫛田川沿いには小売業や自動車整備業が多く、交通の要所である多気駅も2ｍを超える浸水が予想されている。 （土砂災害：ハザードマップ） 多気町のハザードマップによると、山間の多い勢和地区一帯や多気地区の山間地域においては、地滑り等、土砂災害が生じる恐れがあるエリアとなっているが、製材所や自動車整備工場など事業者の多くが集積している地域も対象となっている。 （地震：J - SHIS） 地震ハザードステーションの防災地図によると、多気町内では震度６弱以上の地震が今後30年間の中、最も低いところで20％以上、最も高いところで70％以上の確率で発生する。 （感染症） 　医学医療の進歩や衛生水準の著しい向上により、多くの感染症が克服されてきたが、新たな感染症の出現や既知の感染症の再興により、また、国際交流の進展等に伴い、感染症は、新たな形で、今なお人類に脅威を与えている。令和２年から全世界で猛威を振るった新型コロナウイルス感染症は記憶に新しく、国民の大部分が免疫を獲得していない感染症が流行した場合はまん延防止措置等の発令によりヒトやモノの動きが寸断され経済活動がストップする可能性が高い。

（その他）

過去の災害においては、昭和 34 年の伊勢湾台風をはじめ昭和 36 年の第 2 室戸台風、昭和 54 年の 20 号台風等により大きな被害が発生しており、今後も同様に相当規模の被害が発生すると考えられる。最も被害の大きかった伊勢湾台風での被害としては、町史等によると、人的被害として死者 2 名、負傷者 15 名、建物被害として倒壊家屋 360 戸、床上浸水 1,069 戸もの被害が記録されている。大きな被害がおこった要因としては、櫛田川の中朝長地点において当時の国鉄参宮線の鉄橋の橋脚が崩壊したために河川水がボトムアップしたことが考えられる。また、集中豪雨における過去の災害においては、人的被害は少ない状況だが、今後は、被害の発生が考えられる。

（２）商工業者の状況

・商工業者等数 443事業所

・小規模事業者数 378事業所

【内訳】

業種		商工業者数	小規模事業者数	備考
商工業者	建設業	88	86	町内に広く分布している
	製造業	73	56	高台の工業団地に分布している
	卸売業	8	5	町内に広く分布している
	小売業	90	67	幹線道路沿いに分布している
	飲食業	51	46	幹線道路沿いに分布している
	サービス業他	133	118	町内に広く分布している

※令和 7 年 1 月 31 日現在

（３）これまでの取組

１）多気町の取組

・多気町地域防災計画の策定、防災訓練の実施

・防災行政無線の整備と運用、防災施設の整備

・防災備品の備蓄

２）多気町商工会の取組

・事業者BCPに関する国の施策の周知

・事業者BCP策定へ経営指導員等職員の支援

・事業者BCP策定のための専門家派遣の実施

・火災共済の加入推進

・防災備品（水、非常食、ラジオ、懐中電灯）の備蓄

II 課題

現状では、緊急時の取組について漠然的な記載にとどまり、独自の危機管理マニュアルも作成済みではあるが実際に災害が発生した際に十分に機能するか不安が残る。また、職員の人事異動などで経験の深いノウハウを持った人員が不足する可能性がある。

現在使用している多気町商工会の会館は昭和58年の竣工から40年が経過し、老朽化が目立ち、新耐震基準を満たしていない。

また、感染症対策において、地区内小規模事業者に対して、予防接種の推奨や手洗いの徹底、体調不良者を出社させないルール作り、感染拡大時に備えたマスクや消毒液等の衛生品の備蓄、リスクファイナンス対策としての保険の必要性周知などの取組促進が必要である

III 目標

・地区内小規模事業者に対し自然災害リスクや感染症等リスクを認識させ、事前対策の必要性を周知する。

・発災時、非常時における連絡・情報共有体制を円滑に行うため、多気町商工会と多気町との間における被害情報報告、共有ルートを構築する。

・発災後速やかな復興支援策が行えるよう、また地域内において感染症発生時には速やかに拡大防止措置を行えるよう、組織内における体制、関係機関との連携体制を平時から構築する。

※ その他

・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに県へ報告する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

（1）事業継続力強化支援事業の実施期間（令和 7 年 4 月 1 日～令和 12 年 3 月 31 日）

（2）事業継続力強化支援事業の内容
・当会と当町の役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。
＜１．事前の対策＞
・令和２年に策定（令和７年１月に改訂）した「多気町商工会危機管理マニュアル」について、本計画との整合性を整理し、自然災害発災時や感染症発生時に応急対策等に速やかに取組めるようにする。また、法改正などがあった際必要に応じて「多気町商工会危機管理マニュアル」の見直しを行う。

１）小規模事業者に対する災害リスクの周知
・巡回経営指導時に、ハザードマップ等を用いながら、事業所立地場所の自然災害等のリスク及びその影響を軽減するための取組や対策（事業休業への備え、水災補償等の損害保険・共済加入等）について説明する。 また、他地域での事業所の被災例と対策の必要性についても説明を行う。
・会報や町広報、ホームページ、メールマガジン等において、国・県の施策の紹介や、リスク対策の必要性、損害保険の概要、事業者ＢＣＰに積極的に取り組む小規模事業者の紹介等を行う。
・小規模事業者に対し、事業者ＢＣＰ（即時に取組可能な簡易的なもの含む）の策定による実効性のある取組の推進や、効果的な訓練等について指導及び助言を行う。
・BCP策定支援ノウハウを持った事業継続の取組に関する専門家を招き、小規模事業者に対する普及啓発セミナーを開催し、行政の施策の紹介、損害保険の紹介等を実施する。また、必要に応じて事業所へ専門家派遣を行い、BCP策定のための個社支援を行う。
・新型の感染症は、いつ、どこで発生するかが不明であり、感染の状況も日々変化するため、事業者には常に最新の正しい情報を入手し、デマに惑わされることなく、冷静に対応することを周知する。
・新型の感染症に関しては業種別ガイドラインに基づき、感染拡大防止策等について事業者への周知を行うとともに、今後の感染症対策に繋がる支援を実施する。
・事業者へマスクや消毒液等の一定量の備蓄、オフィス内換気設備の設置、ITやテレワーク環境を整備するための情報や支援策等を提供する。

２）商工会の事業継続計画の作成
・当会では、多気町商工会危機管理マニュアルを作成（別添）。

３）関係団体等との連携

・みえ共済等へ専門家の派遣を依頼し、会員事業者以外も対象とした普及啓発セミナーや損害保険の紹介等を実施する。

・日本政策金融公庫や三重県信用保証協会、多気町内に支店がある百五銀行、桑名三重信用金庫とも連携し、地域の小規模事業者が被災により事業資金の調達が困難となった場合の緊急融資について協議を行う。

・関係機関への普及啓発ポスター掲示依頼、セミナー等の共催。

4）フォローアップ

・小規模事業者の事業者ＢＣＰ等取組状況の確認とBCP策定支援。また、計画終了を迎えたBCPの再認定の支援を行う。

・事業継続力強化支援に向けて多気町と商工会の担当者による、状況確認や改善点等について協議を行い、提言や要望を行う。

５）当該計画に係る訓練の実施

・自然災害（多気町で6弱の地震）が発生したと仮定し、当町との連絡ルートの確認等を行う（訓練は必要に応じて実施する）。

＜２．発災後の対策＞

・自然災害等による発災時には、人命救助が第一であることは言うまでもない。そのうえで、下記の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。

１）応急対策の実施可否の確認

・発災後3時間以内に職員の安否報告を行う。

（ＳＮＳ等を利用した安否確認や業務従事の可否、大まかな被害状況（家屋被害や道路状況等）等を当会と当町で共有する。）

・新型の感染症患者が国内で発生した際は、職員の体調確認を行うとともに、感染ルートや行動歴を確認し、必要に応じて隔離や出勤の停止、事業所の消毒を行う。また、職員の手洗い・うがい等の徹底を行う。

・感染症流行や、新型インフルエンザ等対策特別措置法第 32 条に基づき、政府による「緊急事態宣言」が出た場合は、多気町における感染症対策本部設置に基づき、当会による感染症対策を行う。

２）応急対策の方針決定

・当会と当町との間で、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決める。

（地震における例）人命を最優先に考え、可能であれば救助活動や応急手当などを行い、その後に道路などの寸断状況や地域におけるライフラインの状況、事業所の被災状況などの確認を行う。等。

・職員全員が被災する等により応急対策ができない場合、人員の補充要請を行うなど商工会の機能停止を防ぐ取り組みを行う。

・大まかな被害状況を確認し、24 時間以内に多気町・三重県商工会連合会と情報共有する。 また、以降 1 週間は最低でも 24 時間に 1 回以上情報共有を行う。

＜被害規模の目安は以下を想定＞

被害の程度	状況の例
(1)大規模な被害がある	・地区内１０％程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 比較的軽微な被害が発生している。 ・地区内１％程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。 ・被災が見込まれる地域において連絡が取れない、もしくは、交通網が遮断されており、確認ができない。
(2)被害がある	・地区内１％程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ・地区内の０.１％程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。
(3)ほぼ被害はない	・目立った被害の情報がない。

※なお、連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じているものと考える。

・本計画により、当会と当町は以下の間隔で被害情報等を共有する。

発災後～1週間	1日に1回以上共有する
1週間～1ヶ月	2日に1回以上共有する
1ヶ月～3ヶ月	1週間に1回以上共有する
3ヶ月～半年	2週間に1回以上共有する

・また、新型感染症が流行した際は、必要な情報の把握と発信を行うとともに、交代勤務を導入する等体制維持に向けた対策を実施する。

＜３．発災時における指示命令系統・連絡体制＞

・自然災害等発生時に、地区内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うことができる仕組みを構築する。

・二次被害を防止するため、被災地域での活動を行うことについて決める。
・当会と当町は被害状況の確認方法や被害額（合計、建物、設備、商品等）の算定方法について、あらかじめ確認しておく。
・当会と当町が共有した情報を、三重県の指定する方法にて当会から商工会連合会を通じて又は当町より三重県へ報告する。
＜連絡体制＞
商工会災害状況報告スキーム図

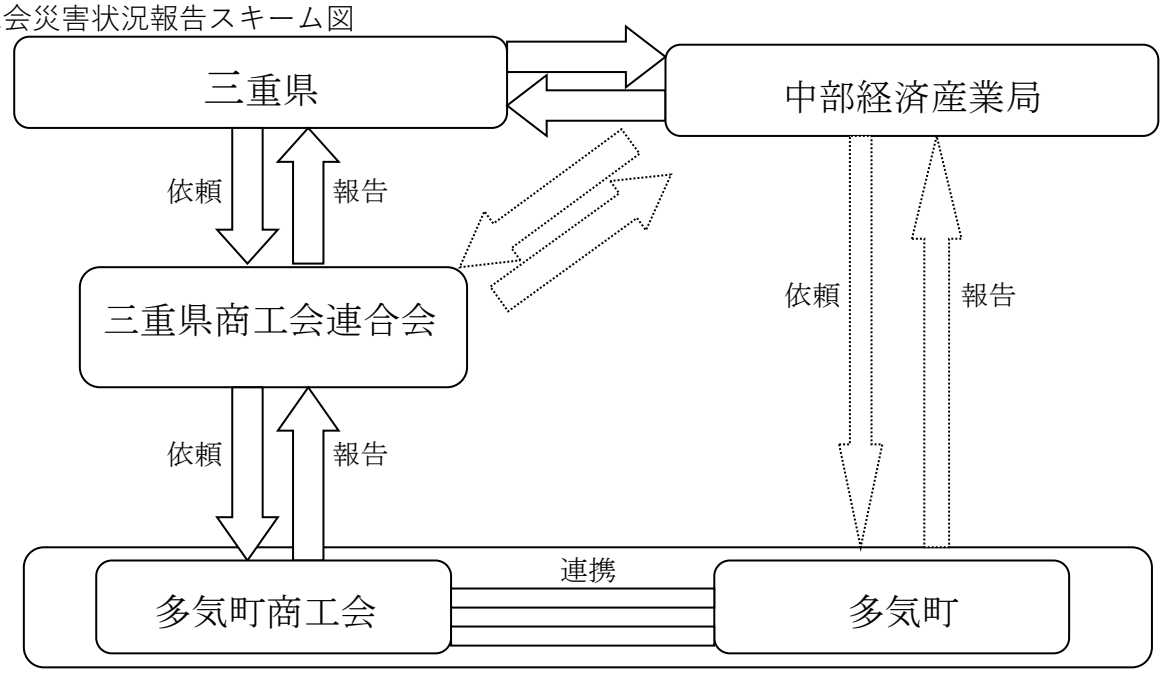

＜４．応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援＞
・相談窓口の開設方法について、多気町と相談する（当会は、国の依頼を受けた場合は、特別相談窓口を設置する）。
・安全性が確認された場所において、相談窓口を設置する。
・地区内小規模事業者等の被害状況の詳細を確認する。
・応急時に有効な被災事業者施策（国や三重県、多気町等の施策）について、地区内小規模事業者等へ周知する。
・感染症の場合、事業活動に影響を受ける、またはその恐れがある小規模事業者を対象とした支援策や相談窓口の開設等を行う。

＜５．地区内小規模事業者に対する復興支援＞
・三重県の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。
・被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を三重県等に相談する。

（別表２）

事業継続力強化支援事業の実施体制

事業継続力強化支援事業の実施体制

（令和７年１月現在）

（１）実施体制（商工会又は商工会議所の事業継続力強化支援事業実施に係る体制／関係市町村の事業継続力強化支援事業実施に係る体制／商工会又は商工会議所と関係市町村の共同体制／経営指導員の関与体制　等）

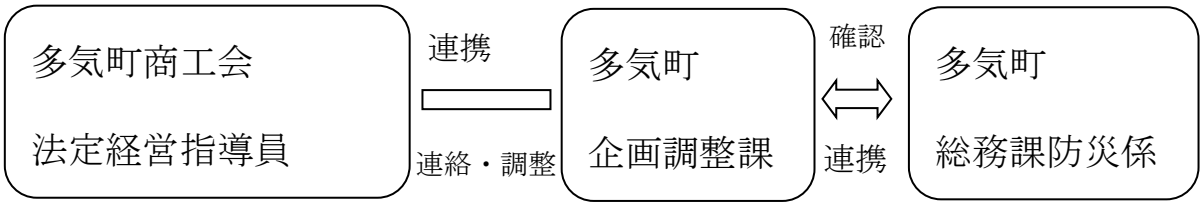

（２）商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第５条第５項に規定する経営指導員による情報の提供及び助言に係る実施体制

①当該経営指導員の氏名、連絡先

経営指導員（事務局長）　堀江　勝昭（連絡先は後述（３）①参照）

②当該経営指導員による情報の提供及び助言（手段、頻度　等）

・本計画の具体的な取組の企画や実行

・本計画に基づく進捗確認、見直し等フォローアップ（１年に１回以上）

（３）商工会／商工会議所、関係市町村連絡先

①商工会／商工会議所

多気町商工会

〒519-2181 三重県多気郡多気町相可1687-8

TEL：0598-38-2117 / FAX：0598-38-2296

E-mail：taki-s@ma.mctv.ne.jp

②関係市町村

多気町役場　企画調整課

〒519-2181 三重県多気郡多気町相可1600番地

電話: 0598-38-1124　ファックス: 0598-38-1140

E-mail: kikaku@town.mie-taki.lg.jp

（別表３）

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

（単位　千円）

	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
必要な資金の額	200	200	200	200	200
・専門家派遣費	90	90	90	90	90
・セミナー開催費	30	30	30	30	30
・パンフ、チラシ作製費	80	80	80	80	80

（備考）必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
会費収入、事業収入、伴走型小規模事業者支援補助金等

（備考）調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

（別表４）

事業継続力強化支援計画を共同して作成する商工会又は商工会議所及び関係市町以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあっては、その代表者の氏名
該当なし
連携して実施する事業の内容
連携して事業を実施する者の役割
連携体制図等